

地震火災対策の 支援メニュー一覽

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

各支援メニューの詳細
はこちら(リンク集)



重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

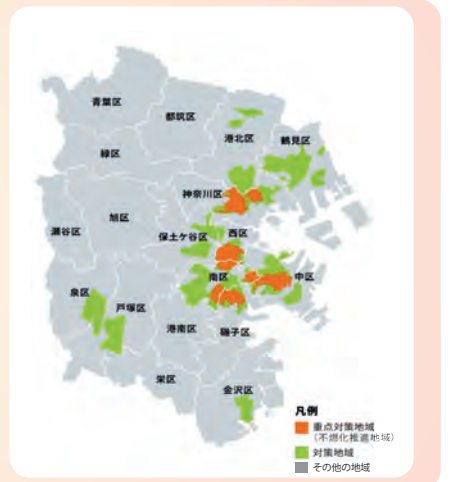
その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部



詳細はこちらをご覧ください



お悩み事

防災まちづくりの活動を行いたい

- 地震火災リスクや避難ルートを知りたい
- 地域の防災施設や整備計画を検討したい
- 地域の防災活動の費用を支援してほしい

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助

【町の防災組織活動費補助金】
町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。
(1世帯160円)

【初期消火器具整備費補助金】
初期消火器具設置費用の一部を補助します。

<新規設置>
上限額 27万円
補助率 9/10

<新規設置又は全部更新>
上限額 20万円
補助率 2/3

<一部更新> 上限額 7万円 補助率 2/3

【身近なまちの防災施設整備事業補助】
自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助

上限額 50万円
補助率 9/10

上限額 25万円
補助率 1/2

上限額 150万円
補助率 10/10

上限額 150万円
補助率 9/10

上限額 75万円
補助率 1/2

上限額
1. 行き止まり改善 30万円
2. 中心杭等の設置 50万円
3. 手すり等の安全対策 50万円
補助率 9/10

上限額
1. 15万円
2. 25万円
3. 25万円
補助率 1/2

【狭あい道路拡幅整備事業(路線型)】
「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。

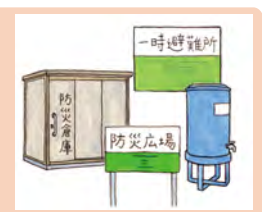
話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備(主な整備内容: 塀等の除去、移設、道路の舗装等)

防災設備を整えたい

初期消火器具(スタンドパイプ等)を設置したい



防災倉庫や避難案内看板等を設置したい



地震火災の燃え広がりを防ぎたい

私有地をまちの防災広場として整備したい



発災時スムーズに避難できるようにしたい

避難用の扉や手すり等を整備したい



地域でまとまって狭い道路を拡幅したい



お問合せ先

市外局番ば 045です。
都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

各区役所総務課(防災担当)
<重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ>
神奈川区 ☎411-7004
西区 ☎320-8310
中区 ☎224-8112
南区 ☎341-1225
磯子区 ☎750-2312

お住いの区の消防署
<重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ>
神奈川消防署 ☎316-0119
西消防署 ☎313-0119
中消防署 ☎251-0119
南消防署 ☎253-0119
磯子消防署 ☎753-0119

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

建築局建築防災課(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

個人・家庭向け

※1 対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
 ※2 昭和56年5月以前に建築されたもの

※3 昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの
 ※4 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要

※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先

市外局番は「045」です。

建築物の解体・新築・改修をしたい	部分的に改修し延焼火災から命を守りたい 	【建築物開口部不燃化等改修事業補助】 ⇒「お問合せ先」① 防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可) 上限額100万円 補助率3/4 ※1の地域 上限額100万円 補助率2/3	①都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595 ②建築局建築防災課(耐震事業担当) ☎ 671-2943
	燃えにくい建築物を建築したい 	【建築物不燃化推進事業補助】 ⇒「お問合せ先」① 解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。 上限額150万円 補助率 3/4 ※1の地域 上限額150万円 補助率 2/3	
	老朽建築物を解体したい 	上限額150万円 補助率 3/4 ※1の地域 上限額150万円 補助率 2/3 【住宅除却補助】 ⇒「お問合せ先」② 左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。 旧耐震基準(※2)：上限50万円 新耐震基準(※3)：一般世帯 上限20万円 非課税世帯(※4) 上限40万円	
	木造住宅(平成12年5月末以前に建築)を耐震改修したい 	【木造住宅耐震改修促進事業】 ⇒「お問合せ先」② 平成12年5月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。 一般世帯 : 上限115万円 非課税世帯(※4) : 上限155万円	
地震時の出火を防ぎたい	感震ブレーカーを取り付けたい 	【感震ブレーカーの設置・取付支援】 「簡易タイプ」の購入費を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。 器具代全額補助 器具代上限額2,000円/個 補助率 1/2	防災・危機管理統括本部 地域防災課 ☎ 671-3456
	家具転倒防止器具を取り付けたい 	【家具転倒防災器具の取付支援】 高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、購入費の全額又は一部を補助し、機器の取付支援をします。 設置費全額補助 器具代上限額2,000円/個 補助率 1/2	
発災時スムーズに避難できるようにしたい	危険なブロック塀を改善したい 	【ブロック塀等改善事業】 道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します。 上限額 ①②併せて最大50万円	建築局建築防災課(事務担当) ☎ 671-2930 (狭あい道路担当) ☎ 671-4544
	自宅前の狭い道路を拡幅したい 	【狭あい道路拡幅整備事業(一般型)】 「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。 補助対象(上限単価あり)→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費	
建物の安全性を確認したい	建物の耐火性や耐震性を確認したい	【木造建築物安全相談事業】 ⇒お問合せ先① 耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣(重点対策地域及び※1の地域) 【木造住宅耐震診断士派遣】 ⇒お問合せ先② 耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣(左記以外の地域)	①都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595 ②建築局建築防災課(耐震事業担当) ☎ 671-2943